別記第六号3(1)の欄主索の欄中

「

| | |
|---|---|
| 素線切れ<br>最も摩損した主索の番号（　　）<br>該当する素線切れ判定基準（　　）<br>素線切れが生じた部分の断面積の割合<br>70%超　・70%以下 | |
| 1よりピッチ内の素線切れ数 | 本 |
| 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 | 本 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 素線切れ<br>最も摩損した主索の番号（　　）<br>該当する素線切れ判定基準（　　）<br>素線切れが生じた部分の断面積の割合<br>70%超　・70%以下 | |
| 1よりピッチ内の素線切れ数 | 本 |
| 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 | 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径<br>主索の番号（　　）<br>直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm） | |
| | % |

」に改め、

同注意⑳中「掲げたもの」の下に「、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中⑳を㉑とし、⑰から⑲までを⑱から⑳までとし、⑯の次に次のように加える。

⑰　3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別添1様式中「(最も摩耗した主索又は鎖の番号（　　）」を「最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　）」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

## ○国土交通省告示第千四百五十号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

別表四㈢の項主索の項径の状況の項㈱欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同㈡の項主索の項素線切れの状況の項㈱欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同㈡欄イ㈢中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。

(4)　谷部で素線切れが生じていること。

別表四㈢の項主索の項素線切れの状況の項㈡欄ロ㈢中「錆が著しいこと又は」を削り、同㈢の項主索の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | イ　次に掲げる基準（以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。<br>(1)　錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。<br>(2)　表面に点状の腐食が多数生じていること。<br>(3)　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十四パーセント未満であること。<br>(4)　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の一構成より一ピッチ内の素線切れが二本を超えていること。<br>ロ　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。）。 |
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | |

別表六㈠の項客席部分を吊るワイヤロープの径の状況の項㈱欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同㈠の項客席部分を吊るワイヤロープの素線切れの状況の項㈱欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同㈡の項客席部分を吊るワイヤロープの摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況 | イ　遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。<br>ロ　遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | |